

市役所からのお知らせ

各記事に対するお問い合わせはFAX、電子メールでも受け付けます。

(F) 23-13920
(E) kouhou@city.kanonji.lg.jp

お知らせ

平成29年度

情報公開制度の運用状況

観音寺市情報公開条例に基づき、平成29年度に請求のあった行政文書の開示請求件数は15件で、そのうち全部開示が4件、一部開示が10件、不開示が1件でした。なお、審査請求はありませんでした。

お問い合わせ

総務課法務文書係

☎ 23-13900

からの届け出により確認するものです。現在農業者年金を受給している人は、現況届を6月29日(金)までに提出ください。現況届の用紙は、農業者年金基金から直接送付します。

未提出の場合には、年金の支払いが一時差し止めになりますので、ご注意ください。

第1期納期限 7月2日 (月)まで日数がありませんが、期限内の納付をお願いします。

納期限までに納付が困難な場合は、税務課へご相談ください。

【問】 税務課市民税係 ☎ 23-13922

防災ラジオの引き換えをお願いします

希望された人には「観音寺市防災行政無線防災ラジオ等借用書」を送付しています。借用書がお手元にある人は、必要事項を記入の上、危機管理課まで持参し、防災ラジオの引き換えにおいてください。

引き換えに来られない人は、別途、引換期限を記載したはがきをお送りします。必ずはがきに書かれた期日までに引き換えをお願いします。

危機管理課

☎ 23-13940

第68回

社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

毎年7月は、法務省主唱の「社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や青少年の改善更生について理解を深め、安

全な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人や非行のある少年も、地域社会で暮らす一人であり、矯正施設などで罪を償い教育を受けることになった人も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員としてより良い社会の実現を担う立場にあります。

更生と社会復帰を実効あるものにするために、家庭や学校、職場のすべての人々が地域の問題としてとらえ、理解し協力をする必要があります。

また、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認めて、地域の中に受け入れ見守り支えていくことが大切です。

市内中学校生徒弁論大会

日時 6月7日(木)

午後1時

場所 観音寺中学校体育館

更生保護相談開設

日時 6月21日(木)

午前9時～午後3時

場所 大野原支所2階

観音寺地区更生保護サポートセンター

第一相談室

日時 平成31年2月21日(木)

午前9時～午後3時

場所 豊浜福祉会館

問い合わせ先

日時 12月12日(水)

午前9時～正午

場所 社会福祉センター

第二相談室

日時 平成31年2月21日(木)

午前9時～午後3時

場所 豊浜福祉会館

申 健康増進課、各支所

日時 平成31年2月21日(木)

午前9時～午後3時

場所 香川県後期高齢者医療広域連合事務局(後期高齢者医療のみ)

6月は「児童手当・特例給付」の現況届の提出月

6月は「児童手当・特例給付」の現況届の提出月

6月以降の児童手当を受けるには現況届の提出が必要です。現況届は、6月分以降の児童手当を引き続き受けたる要件（児童の監督や保護、生計同一の関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

対象者は、現況届の用紙を6月上旬に郵送します。受け取ったる要件（児童の監督や保護、生計同一の関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

6月は農業者年金

現況届は、引き続き年金を受給する資格があるかどうかを、毎年1回受給権者

現況届には、別居監護申立書と住民票（児童を含む世帯全員の本籍、筆頭者、続柄等全て記載のもの）提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

また、個々の状況により

注

・健康保険証（現況届に記載のある受給者のコピー）

・児童の住所が市外にある場合は、別居監護申立書

と住民票（児童を含む世

帯全員の本籍、筆頭者、

続柄等全て記載のもの）

提出がない場合は6月以

降の手当が受けられなく

なりますので、必ず提出

してください。

また、個々の状況により

現況届

